

8.3 評価書案についての市長の意見

環境影響評価書案に関して、「神戸市環境影響評価等に関する条例」の規定により、環境の保全の見地から、市長の意見を頂いた。評価書案についての意見書（神環環都第790号、令和元年8月9日）の内容は、表8.3-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 8.3-1 (1) 評価書案についての市長意見の内容

1 本事業の事業計画について

本事業は、神戸市北区山田町の山林地域に、事業地面積 111.3 ヘクタール、発電出力 40 メガワットの太陽光発電所を新たに建設するものである。当該事業に係る評価書案では、事業の目的のひとつとして「神戸市環境政策の促進」が掲げられている。

本市では、「神戸市環境マスタープラン（平成 28 年 3 月）」において、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減すると同時に生活の豊かさを実感できる「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」の実現を目指し、太陽光発電の導入・普及を推進している。

一方で、地域の生物多様性が保たれ、自然とのふれあいの場が確保された、自然のめぐみを将来にわたって享受できる「生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会」の実現も目指しており、これらの社会が相反することなく両立することが望ましい姿と考えている。本市としては、自然環境の保全と両立した形で太陽光発電の導入促進を図るには、建築物の屋上・壁面や、最終処分場の跡地等を活用するなど、自然地の改変を伴わないかたちでの導入が望ましいと考えており、大規模な森林伐採により貴重な自然環境を失ってまで、やみくもに再生可能エネルギーの導入拡大を求めるものではない。また、太陽光発電は再生可能エネルギーの代表として、二酸化炭素排出削減対策に資するものである一方、近年は大規模な自然地の改変を伴って設置されるものも多く、自然環境の破壊並びにそれによる治水力の低下や、近年多発している集中豪雨に起因する太陽光発電施設の損壊・崩落等、災害発生の懸念が示されている。

このように、全国的にも太陽光発電施設に対して国民から厳しい目が向けられる中、本市においても、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成 30 年 12 月 7 日条例第 14 号）」（以下「市太陽光条例」という。）を制定した。市太陽光条例は、適正に設置及び維持管理されていない太陽光発電施設によって、災害の発生が助長され、安全で安心な生活環境が脅かされることに対する市民の懸念や不安を払拭し、さらには、自然地の改変を伴う太陽光発電施設の設置が増加することにより、これまで神戸で育まれてきた、人と自然の共生が損なわれるおそれを回避又は低減することを目的とするものである。

大規模な自然地の改変により、地域の貴重な自然環境の喪失を伴う本事業の実施については、神戸で育まれてきた人と自然の共生が損なわれる可能性があり、市太陽光条例の趣旨からも、深い懸念を示さざるを得ない。本事業計画については、本市として、今後、市太陽光条例に基づき、自然環境の保全及び災害防止の観点より、厳格な審査を実施する予定である。

表 8.3-1(2) 評価書案についての市長意見の内容

2 市太陽光条例の遵守について

本事業については市太陽光条例の対象となるため、市太陽光条例で定める災害発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全の観点からの立地規制や施設基準を遵守する必要がある。

市太陽光条例に基づく立地規制に関しては、自然環境の保全の観点から、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成 3 年 4 月条例第 2 号）第 4 条第 2 項の緑地の保存区域を、また災害発生の防止の観点から、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域等を禁止区域と定めている。

そのため、本事業の事業区域にこれらの区域が含まれる場合は、事業計画の変更が必要となることに留意する必要がある。

また、施設基準の一つである排水路や調整池等の排水施設の構造設計にあたっては、近年多発している、森林法の開発許可制度における想定雨量強度を超過するような集中豪雨の発生等の想定外の気象状況にも対応できるよう、十分に余裕を持った規模とすることが望ましい。

3 環境影響評価の妥当性について

本事業に係る環境影響評価は、各環境要素についての調査及び予測は概ね適切な手法により実施されていると考えられる。しかしながら、予測結果の評価については、大気質への影響を過小に評価している点や、動植物の移植等に係る環境保全措置の不確実性を十分に考慮していない点等が見られるため、さらなる検討が必要である。

事業の実施にあたっては、本意見に十分留意し、今後、実行可能な最善の環境保全措置についてさらなる検討を行う必要がある。

表 8.3-1(3) 評価書案についての市長意見の内容

4 全般的事項

(1) 自然環境及び生活環境への最大限の環境配慮

本事業は、多くの希少種が存在し、高い生物多様性を示す自然豊かな地域において、大規模な森林伐採と地形改変を行おうとするものであり、事業の実施に伴い、自然環境の恩恵が大きく失われ、ひいては生活環境にも影響を生ずることを認識する必要がある。そのため、事業者は、事業実施区域及び周辺区域への影響を最大限回避又は低減する措置を講ずることは言うまでもなく、周辺区域を含めて、残された自然環境を保全し、それらを維持していくための措置に積極的に取り組む必要がある。

(2) 施設等の維持管理及び利用終了後の措置

本事業により設置される施設は、20年以上の長期にわたって使用が予定されていることから、施設の供用後は、事業区域内の非改変区域も含めて適切に維持管理することにより、環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努める必要がある。さらに、施設利用終了後は確実に施設を撤去し、土地所有者と協議の上、緑化の早期実施に努め、可能な限り原状回復を図る必要がある。

なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「FIT法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気の調達価格には、設備の撤去及び処分費用（以下「廃棄等費用」という。）として資本費の5パーセントに相当する金額が計上されている。また、FIT法及び市太陽光条例において、廃棄等費用の積立等の実施が義務化されている。本事業については、設備の規模が大きいため、廃棄等費用が高額になると見込まれるが、適切な時期に適切な廃棄等費用が確保されなかった場合、発電設備が放置される等の事態が生じることが危惧される。そのため、廃棄等費用の確保にあたっては、透明性の高い方法で積立を実施するとともに、不測の事態も考慮して十分な費用を積み立てておく必要がある。

(3) 環境影響の予測及び評価について

各環境要素の評価において、国、県又は市の環境保全の施策・基準等との整合が図られているとしているが、その内容が明確でないため、環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に示す必要がある。また、予測及び評価の際には環境影響が小さいとしているにもかかわらず、事後調査項目としては環境影響が考えられる要素として選定しており、両者の考え方が整合していないため、評価書において適切な記載に改める必要がある。

表 8.3-1(4) 評価書案についての市長意見の内容

(4) 事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応

条例に基づく事後調査は、予測手法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、環境保全措置の確実な履行を確認することを目的として実施するものであることから、この趣旨を踏まえて事後調査計画を作成する必要がある。また、工事期間中及び施設の供用後の適切な時期において事後調査を実施し、その結果に応じて追加の環境保全措置を講ずる等、環境影響の確実な回避又は低減に努める必要がある。さらに、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施する必要がある。

(5) 地域住民への十分な説明

事業の実施による災害発生リスクの増大の可能性等について不安をもつ地域住民が存在することに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図ることにより、地域住民の不安解消に努める必要がある。

(6) エネルギーの有効利用

エネルギーの有効利用の観点から、電力会社との接続契約に基づく契約電力を上回って過剰に発電された電力についても、活用方法を検討することが望ましい。また、非常時には地域に電力供給が可能な施設を整備する等、地域の災害対応力の強化につながる措置を検討することが望ましい。

5 個別的事項

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響の予測及び評価においては、出現頻度が最も高い大気安定度を用いて予測しているが、環境影響が最大となる気象条件で予測を実施するとともに、その結果に応じて適切な環境保全措置を実施する必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、評価書案に記載された排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施する必要がある。

ウ 建設機械の稼働に伴う降下ばいじんの予測結果は、現況の値を大きく上回る結果となっており、影響が軽微であるとは言い難いことから、工事中の粉じん対策として、散水の実施に加えて、必要に応じて防塵シートを設置する等、可能な限り環境影響を低減する措置を講ずる必要がある。特に、強風時や、裸地からの粉じんについては十分な対策を講じる必要がある。

(2) 騒音・低周波音、振動

事業実施区域周辺には住居が存在することから、工事中における建設機械や資材運搬車両による騒音及び振動、並びに施設の稼働による騒音・低周波音が地域住民の生活の支障とならないよう、評価書案に記載された低騒音型・低振動型の建設機械及び低騒音型の設備機器を使用する等の環境保全措置を確実に実施する必要がある。

表 8.3-1(5) 評価書案についての市長意見の内容

(3) 水質

ア 工事期間中における濁水の発生状況を十分確認し、濁水による周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、新たな沈砂池の設置や、工事工程を変更する等の追加の環境保全措置を実施する必要がある。

イ 事業の実施によって、事業実施区域の下流河川における氾濫等の発生リスクが増大することのないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行う等、適切に維持管理を行う必要がある。

(4) 地盤

太陽光パネル下の地盤や事業実施区域内の斜面が風雨によって侵食され、土砂災害の発生につながることを防止するため、事業区域内に適切な排水路を設置するとともに、斜面及び排水路の定期的な点検並びに適切な維持管理を行う必要がある。

(5) 植物、動物、生態系

ア 評価書案において、希少種が事業実施区域の周辺にも存在することから影響が小さい、又は生育・生息環境が維持されると評価しているものがあるが、事業実施区域外の環境が将来にわたって維持される保証はない。事業の実施に伴い、豊かな自然環境が大きく失われることから、その代償措置として、事業実施区域外を含めた希少種の保全について、事業者として可能な限りの措置を検討する必要がある。

イ 事業実施区域内に存在する竹林が拡大することにより、周辺の生態系への悪影響が考えられることから、竹林の拡大防止対策の実施を検討する必要がある。

ウ 法面緑化に使用する植物については、生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避けることは当然として、可能な限り近隣地域に生育する在来種を使用することが望ましい。

エ 動植物の移設又は移植等の代償措置を行うにあたり、移設又は移植候補地に、現状、当該動植物が存在していない場合は、当該動植物の生息・生育に適さない環境である可能性も否定できない。したがって、移設又は移植候補地の環境を十分に調査し、必要であれば当該動植物に適した環境となるよう整備を行った上で実施する必要がある。

オ カスミサンショウウオの移設にあたっては、成体の移設では元の生息地への帰巢本能が働き、移設地に定着しないおそれがあるため、卵のうや幼生段階の個体も含めた移設を実施する必要がある。また、定着しない場合に備え、複数回及び複数箇所に分けて移設を実施する等により、環境保全措置の実効性を高める必要がある。

カ アライグマの侵入により、移設したカスミサンショウウオ等に被害が生じるおそれがあることから、移設場所に侵入防止柵を設ける等、適切な対策を実施する必要がある。

キ 事業の実施に伴い野生動植物の生息・生育地が失われ、周辺の田畑等において獣害が増えるとの懸念が地域住民から示されていることから、地域で行われる獣害対策に積極的に協力することが望ましい。

表 8.3-1(6) 評価書案についての市長意見の内容

(6) 景観

評価書案において景観の予測対象時期を冬季としているが、太陽光パネルの設置場所は森林に囲まれていることから、緑葉が映える夏季における景観への影響についても把握し、評価書にその予測及び評価結果を記載する必要がある。

(7) 地球温暖化

施設の供用後、太陽光パネルの損傷や日射不良等が生じた場合、発電量が低下し、二酸化炭素排出削減量が予測値と乖離する可能性が考えられるため、事後調査においては、施設の維持管理状況や日射量等の気象データも踏まえた総合的な検証を行うことが望ましい。

(8) 微気象変化

太陽光パネルの存在により、改変前に森林が存在していた時と比較して気温が変化し、周辺の自然環境及び生活環境に対して悪影響を及ぼす可能性が考えられることから、事後調査において影響の有無を確認し、必要に応じて適切な措置を講ずる必要がある。

8.4 評価書案についての市長意見に基づいた事業者の措置

評価書案についての市長意見に基づいた事業者の措置は、表 8.4-1(1)～(7)に示すとおりである。

表 8.4-1(1) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
本事業の事業計画について	<p>本事業は、神戸市北区山田町の山林地域に、事業地面積 111.3 ヘクタール、発電出力 40 メガワットの太陽光発電所を新たに建設するものである。</p> <p>当該事業に係る評価書案では、事業の目的のひとつとして「神戸市環境政策の促進」が掲げられている。</p> <p>本市では、「神戸市環境マスタープラン（平成 28 年 3 月）」において、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減すると同時に生活の豊かさを実感できる「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」の実現を目指し、太陽光発電の導入・普及を推進している。</p> <p>一方で、地域の生物多様性が保たれ、自然とのふれあいの場が確保された、自然のめぐみを将来にわたって享受できる「生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会」の実現も目指しており、これらの社会が相反することなく両立することが望ましい姿と考えている。</p> <p>本市としては、自然環境の保全と両立した形での太陽光発電の導入促進を図るには、建築物の屋上・壁面や、最終処分場の跡地等を活用するなど、自然地の改変を伴わないかたちでの導入が望ましいと考えており、大規模な森林伐採により貴重な自然環境を失ってまで、やみくもに再生可能エネルギーの導入拡大を求めるものではない。</p> <p>また、太陽光発電は再生可能エネルギーの代表として、二酸化炭素排出削減対策に資するものである一方、近年は大規模な自然地の改変を伴って設置されるものも多く、自然環境の破壊並びにそれによる治水力の低下や、近年多発している集中豪雨に起因する太陽光発電施設の損壊・崩落等、災害発生の懸念が示されている。</p> <p>このように、全国的にも太陽光発電施設に対して国民から厳しい目が向けられる中、本市においても、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成 30 年 12 月 7 日 条例第 14 号）」（以下「市太陽光条例」という。）を制定した。市太陽光条例は、適正に設置及び維持管理されていない太陽光発電施設によって、災害の発生が助長され、安全で安心な生活環境が脅かされることに対する市民の懸念や不安を払拭し、さらには、自然地の改変を伴う太陽光発電施設の設置が増加することにより、これまで神戸で育まれてきた、人と自然の共生が損なわれるおそれを回避又は低減することを目的とするものである。</p> <p>大規模な自然地の改変により、地域の貴重な自然環境の喪失を伴う本事業の実施については、神戸で育まれてきた人と自然の共生が損なわれる可能性があり、市太陽光条例の趣旨からも、深い懸念を示さざるを得ない。</p> <p>本事業計画については、本市として、今後、市太陽光条例に基づき、自然環境の保全及び災害防止の観点より、厳格な審査を実施する予定である。</p>	<p>「神戸市環境マスタープラン」では、生物多様性を保全するために、計画の立案段階における事前配慮手続きを含めた環境影響評価制度等を活用して、よりきめ細かく開発計画を審査するなど、貴重な動植物や生態系への影響を回避する仕組みづくりなど総合的な施策を推進するとされています。</p> <p>本事業では、このような施策に沿って、神戸市環境影響評価等に関する条例に準拠した環境影響評価手続きを適正に進めているところです。</p> <p>本事業は、自然地の改変を伴うものではありませんが、これまでの事前配慮、実施計画書及び評価書案の各手続きの中で、神戸市環境影響評価審査会による審議が重ねられ、事業者の実行可能な範囲でできる限り事業影響を回避・低減または代償するための環境保全措置を検討してまいりました。また、本事業は審査会においても、供用後 20 年間の CO₂ 削減量約 29 万トンという値は、CO₂ 排出係数 0.37kg-CO₂/kWh で算出された値になっているが、実際には火力発電に置き換わるため、実際の削減量はこれよりも大きくなるのご意見を頂戴しております。</p> <p>さらに、今後の事後調査の各手続きにおいて、工事中及び施設供用後の事後調査を実施することにより、予測・評価結果を検証するとともに、環境保全措置の実施状況等を確認し、必要に応じて環境保全措置の追加・変更等を検討する予定です。また、工事中及び施設供用後は、事業実施区域を適切に維持管理し、環境影響の低減並びに災害発生の未然防止に努めます。</p> <p>本事業では、以上の取り組みにより、二酸化炭素排出削減と生物多様性の保全の両立を図ってまいります。</p>

表 8.4-1(2) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
市太陽光条例について	<p>本事業については市太陽光条例の対象となるため、市太陽光条例で定める災害発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全の観点からの立地規制や施設基準を遵守する必要がある。</p> <p>市太陽光条例に基づく立地規制に関しては、自然環境の保全の観点から、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第2項の緑地の保存区域を、また災害発生の防止の観点から、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域等を禁止区域と定めている。</p> <p>そのため、本事業の事業区域にこれらの区域が含まれる場合は、事業計画の変更が必要となることに留意する必要がある。</p> <p>また、施設基準の一つである排水路や調整池等の排水施設の構造設計にあたっては、近年多発している、森林法の開発許可制度における想定雨量強度を超過するような集中豪雨の発生等の想定外の気象状況にも対応できるよう、十分に余裕を持った規模とすることが望ましい。</p>	<p>本事業では、事業計画を市太陽光条例に基づく立地規制に適合したものとするため、事業実施区域を一部削減する事業計画の変更を行い、事業実施区域が緑地の保存区域と重ならないようにいたしました。なお、事業実施区域は、土砂災害警戒区域等とは重なっておりません。</p> <p>一方、排水路や調整池等の排水施設の構造設計については、「兵庫県総合治水条例」（平成24年4月1日施行、兵庫県）及び林地開発技術基準に沿って適切に行っていることに加え、安全側への配慮から盛土部の排水構造物について、盛土表面への滞水を防ぎ、盛土部への浸透を抑制するため、各排水路流域を小さく区分し、排水路の間隔を狭めることにより盛土部分への浸透の影響を小さくする対策を実施することとしています。よって本施設は、市太陽光条例に基づく施設基準に適合したものであり、降雨時の安全性は確保されるものと考えております。</p>
環境影響評価の妥当性について	<p>本事業に係る環境影響評価は、各環境要素についての調査及び予測は概ね適切な手法により実施されていると考えられる。しかしながら、予測結果の評価については、大気質への影響を過小に評価している点や、動植物の移植等に係る環境保全措置の不確実性を十分に考慮していない点等が見られるため、さらなる検討が必要である。</p> <p>事業の実施にあたっては、本意見に十分留意し、今後、実行可能な最善の環境保全措置についてさらなる検討を行う必要がある。</p>	<p>評価書案の予測結果の評価に関し、大気質の影響評価や動植物の移植等に係る環境保全措置の評価等については、ご指摘いただいた点をもとに内容の見直しを行い、評価書において訂正いたします。</p> <p>また、事業の実施にあたっては、頂戴したご意見に十分留意し、今後の事後調査手続きの中で事業者が実行可能な範囲でできる限り事業影響を回避・低減または代償するための環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 8.4-1 (3) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
(1) 自然環境及び生活環境への最大限の環境配慮	<p>本事業は、多くの希少種が存在し、高い生物多様性を示す自然豊かな地域において、大規模な森林伐採と地形改変を行おうとするものであり、事業の実施に伴い、自然環境の恩恵が大きく失われ、ひいては生活環境にも影響を生ずることを認識する必要がある。そのため、事業者は、事業実施区域及び周辺区域への影響を最大限回避又は低減する措置を講ずることは言うまでもなく、周辺区域を含めて、残された自然環境を保全し、それらを維持していくための措置に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>本事業の実施に伴う自然環境及び生活環境への影響を十分に踏まえ、事業者の可能な範囲で事業実施区域における環境影響の回避・低減及び代償措置の実施に積極的に努めます。</p> <p>また、事業実施区域の周辺域にも良好な里山環境が残されていることを踏まえ、地権者や地元自治会と協議のうえ、林縁部の草刈りや必要に応じた希少種の個体移植等を行うなど、代償措置の実施に積極的に努めます。</p>
(2) 施設等の維持管理及び利用終了後の措置	<p>本事業により設置される施設は、20年以上の長期にわたって使用が予定されていることから、施設の供用後は、事業区域内の非改変区域も含めて適切に維持管理することにより、環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努める必要がある。さらに、施設利用終了後は確実に施設を撤去し、土地所有者と協議の上、緑化の早期実施に努め、可能な限り原状回復を図る必要がある。</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「FIT法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気の調達価格には、設備の撤去及び処分費用（以下「廃棄等費用」という。）として資本費の5パーセントに相当する金額が計上されている。また、FIT法及び市太陽光条例において、廃棄等費用の積立等の実施が義務化されている。本事業については、設備の規模が大きいため、廃棄等費用が高額になると見込まれるが、適切な時期に適切な廃棄等費用が確保されなかった場合、発電設備が放置される等の事態が生じることが危惧される。そのため、廃棄等費用の確保にあたっては、透明性の高い方法で積立を実施するとともに、不測の事態も考慮して十分な費用を積み立てておく必要がある。</p>	<p>施設の供用後は、事業実施区域を適切に維持管理し、環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努めます。</p> <p>施設利用終了後は、事業者が太陽光パネル等の施設を確実に撤去し、緑化することとします。</p> <p>また、施設利用終了後の廃棄等費用については、資源エネルギー庁が廃棄費用の積立方法の詳細を確定すれば、当該ルールに基づいて必要となる措置に最優先で取り組む所存です。現時点においては、売電による収入及び施設の廃棄・維持管理等に関する支出を、事業者ではなく、貸付人とは異なる金融機関が管理する口座で管理し、施設の撤去及び処分費用については、その目的以外に使用できないよう、貸付人及び貸付人とは異なる金融機関と取決めをした上で、当該口座において金融機関の管理の下で積立を行うことにより、十分な費用を計画的に確保、保全していく予定です。</p> <p>また、電気事業法に基づく発電事業の財務計算に関する諸表を市に提出し、定期的に財務状況についてご報告いたします。</p>
(3) 環境影響の予測及び評価について	<p>各環境要素の評価において、国、県又は市の環境保全の施策・基準等との整合が図られているとしているが、その内容が明確でないため、環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に示す必要がある。また、予測及び評価の際には環境影響が小さいとしているにもかかわらず、事後調査項目としては環境影響が考えられる要素として選定しており、両者の考え方が整合していないため、評価書において適切な記載に改める必要がある。</p>	<p>評価書案の各環境要素の評価において整合が図られているとした国、県又は市の環境保全の施策・基準等については、評価書で具体的に記載します。</p> <p>また、予測・評価と事後調査項目の選定の考え方については、評価書において両者の整合をとり、適切な記載に修正します。</p>

全般的事項

表 8.4-1 (4) 市長意見に基づいた事業者の措置

	項目	市長の意見	事業者の措置
全 般 的 事 項	(4) 事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応	<p>条例に基づく事後調査は、予測手法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、環境保全措置の確実な履行を確認することを目的として実施するものであることから、この趣旨を踏まえて事後調査計画を作成する必要がある。また、工事期間中及び施設の供用後の適切な時期において事後調査を実施し、その結果に応じて追加の環境保全措置を講ずる等、環境影響の確実な回避又は低減に努める必要がある。さらに、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施する必要がある。</p>	<p>条例の趣旨を十分に踏まえ、今後、事後調査手続きにおいて事後調査計画書を作成します。</p> <p>工事期間中及び施設供用後には、適切な時期に事後調査を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずる等、環境影響の確実な回避・低減に努めます。</p> <p>さらに、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合には、原因の特定に努めるとともに、実行可能な範囲で適切な環境保全措置の実施を検討します。</p>
	(5) 地域住民への十分な説明	<p>事業の実施による災害発生リスクの増大の可能性等について不安をもつ地域住民が存在することに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図ることにより、地域住民の不安解消に努める必要がある。</p>	<p>工事期間中及び施設供用後は、事業者と地元自治会等との間で十分な意思疎通を図り、事業に対してご理解いただき、不安解消に努めます。</p>
	(6) エネルギーの有効利用	<p>エネルギーの有効利用の観点から、電力会社との接続契約に基づく契約電力を上回って過剰に発電された電力についても、活用方法を検討することが望ましい。また、非常時には地域に電力供給が可能な施設を整備する等、地域の災害対応力の強化につながる措置を検討することが望ましい。</p>	<p>余剰電力の活用や非常時の地域への電力供給については、地元の意向を踏まえ、実行可能な範囲で検討を進めます。</p>

表 8.4-1(5) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
(1) 大気質	ア) 建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響の予測及び評価においては、出現頻度が最も高い大気安定度を用いて予測しているが、環境影響が最大となる気象条件で予測を実施するとともに、その結果に応じて適切な環境保全措置を実施する必要がある。	建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響の予測・評価については、環境影響が最大となる気象条件でも予測を実施するとともに、その結果に応じて適切な環境保全措置の実施を検討します。
	イ) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、評価書案に記載された排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施する必要がある。	工事期間中は、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施し、大気質への影響の低減に努めます。
	ウ) 建設機械の稼働に伴う降下ばいじんの予測結果は、現況の値を大きく上回る結果となっており、影響が軽微であるとは言い難いことから、工事中の粉じん対策として、散水の実施に加えて、必要に応じて防塵シートを設置する等、可能な限り環境影響を低減する措置を講ずる必要がある。特に、強風時や、裸地からの粉じんについては十分な対策を講じる必要がある。	工事中の粉じん対策として、散水の実施に加えて、住宅周辺の区域では必要に応じて防塵シートを設置する等、実行可能な範囲で低減措置の実施を検討します。また、強風時や裸地からの粉じんについては、必要に応じて対策の実施を検討します。
(2) 騒音・低周波音、振動	事業実施区域周辺には住居が存在することから、工事中における建設機械や資材運搬車両による騒音及び振動、並びに施設の稼働による騒音・低周波音が地域住民の生活の支障とならないよう、評価書案に記載された低騒音型・低振動型の建設機械及び低騒音型の設備機器を使用する等の環境保全措置を確実に実施する必要がある。	工事中及び施設稼働後においては、地域住民の生活の支障とならないよう、低騒音型・低振動型の建設機械及び低騒音型の設備機器を使用する等の環境保全措置を確実に実施し、良好な生活環境の保全に努めます。
(3) 水質	ア) 工事期間中における濁水の発生状況を十分確認し、濁水による周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、新たな沈砂池の設置や、工事工程を変更する等の追加の環境保全措置を実施する必要がある。	工事期間中は、濁水の発生状況を目視またはポータブル濁度計で随時確認し、濁水による周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、仮設沈砂池あるいは濁水処理施設の設置等追加の環境保全措置の実施を検討します。
	イ) 事業の実施によって、事業実施区域の下流河川における氾濫等の発生リスクが増大することのないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的に確認し、必要に応じてしゅんせつを行う等、適切に維持管理を行う必要がある。	調整池の容量は、「兵庫県総合治水条例」(平成24年4月1日施行、兵庫県)及び林地開発技術基準に沿って適切に確保します。調整池の堆砂状況は、工事中及び施設供用後において定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適切な維持管理に努めます。
(4) 地盤	太陽光パネル下の地盤や事業実施区域内の斜面が風雨によって侵食され、土砂災害の発生につながることを防止するため、事業区域内に適切な排水路を設置するとともに、斜面及び排水路の定期的な点検並びに適切な維持管理を行う必要がある。	事業実施区域内においては、「兵庫県総合治水条例」(平成24年4月1日施行、兵庫県)及び林地開発技術基準に沿って適切に排水路を設置し、地盤の安定性へ影響が出ないように表面水の適切な排除に努めます。特に盛土部分の表面排水については各排水路流域を小さく区分し、排水路の間隔を狭めることにより盛土部分への浸透の影響を小さくする対策を追加して行います。また、斜面及び排水路については、定期的に点検を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

表 8.4-1 (6) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
個別的事項 (5) 植物, 動物, 生態系	ア) 評価書案において, 希少種が事業実施区域の周辺にも存在することから影響が小さい, 又は生育・生息環境が維持されると評価しているものがあるが, 事業実施区域外の環境が将来にわたって維持される保証はない。事業の実施に伴い, 豊かな自然環境が大きく失われることから, その代償措置として, 事業実施区域外を含めた希少種の保全について, 事業者として可能な限りの措置を検討する必要がある。	事業実施区域南側の林縁部の草地等については, 地権者と協議のうえ, 協働で草刈り等を実施し, 希少種の生育・生育環境の維持を図ります。なお, 地権者の意向で現状の土地利用が変化する場合には, 事業実施区域内の非改変区域に希少種の個体移植等を行うことにより, 保全を図ることといたします。
	イ) 事業実施区域内に存在する竹林が拡大することにより, 周辺の生態系への悪影響が考えられることから, 竹林の拡大防止対策の実施を検討する必要がある。	事業実施区域内の非改変区域に分布している竹林については, 周辺の生態系へ悪影響を及ぼさないように, 拡大防止対策の実施を検討いたします。
	ウ) 法面緑化に使用する植物については, 生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避けることは当然として, 可能な限り近隣地域に生育する在来種を使用することが望ましい。	法面緑化においては, 生物多様性の保全に配慮し, 神戸版ブラックリスト選定種の種子は使用しないこととします。また, 可能な限り近隣地域に生育する在来種の種子の使用に努めます。
	エ) 動植物の移設又は移植等の代償措置を行うにあたり, 移設又は移植候補地に, 現状, 当該動植物が存在していない場合は, 当該動植物の生息・生育に適さない環境である可能性も否定できない。したがって, 移設又は移植候補地の環境を十分に調査し, 必要であれば当該動植物に適した環境となるよう整備を行った上で実施する必要がある。	動植物の移設・移植等の代償措置の実施にあたっては, 実効性を高めるため, 移設・移植候補地の環境を十分に調査するとともに, 必要に応じて対象種の生息・生育環境を事前に整備した上で移設・移植を実施することといたします。 なお, タコノアシの移植にあたっては, 個体の移植とともに埋土種子を含む土壌の移植も併せて行います。さらに, 他所において種子保存と育苗を行い, リスク管理を行います。ハゲフラスコモの移植にあたっては, 個体の移植とともに卵胞子を含む底土の移植も併せて行います。
	オ) カスミサンショウウオの移設にあたっては, 成体の移設では元の生息地への帰巢本能が働き, 移設地に定着しないおそれがあるため, 卵のうや幼生段階の個体も含めた移設を実施する必要がある。また, 定着しない場合に備え, 複数回及び複数箇所に分けて移設を実施する等により, 環境保全措置の実効性を高める必要がある。	カスミサンショウウオの移設にあたっては, 移設地での定着の可能性を高めるため, 成体のほかに, 卵のうや幼生も含めて移設を行います。 個体の移設作業は, 実効性を高めるため, 事業実施区域内の新規生息地 1 箇所及び既存生息地 2 箇所の計 3 箇所において繁殖期に複数回に分けて行います。
	カ) アライグマの侵入により, 移設したカスミサンショウウオ等に被害が生じるおそれがあることから, 移設場所に侵入防止柵を設ける等, 適切な対策を実施する必要がある。	カスミサンショウウオの新規生息地については, アライグマによる移設個体の食害を防止するため, 周囲に侵入防止柵を設ける等, 適切な対策を実施することといたします。
	キ) 事業の実施に伴い野生動植物の生息・生育地が失われ, 周辺の田畑等において獣害が増えるとの懸念が地域住民から示されていることから, 地域で行われる獣害対策に積極的に協力することが望ましい。	発電所の設置により周辺の田畑等で獣害の増加が認められた場合には, 地元との協議により地権者の意向を十分に踏まえ, 実行可能な範囲で獣害対策等に積極的に協力することといたします。

表 8.4-1 (7) 市長意見に基づいた事業者の措置

項目		市長の意見	事業者の措置
個別的事項	(6) 景観	評価書案において景観の予測対象時期を冬季としているが、太陽光パネルの設置場所は森林に囲まれていることから、緑葉が映える夏季における景観への影響についても把握し、評価書にその予測及び評価結果を記載する必要がある。	太陽光パネルの設置による景観への影響をより正確に把握するため、冬季に加えて夏季についても施設供用後のフォトモンタージュを作成して予測及び評価を行い、評価書にその結果を記載します。
	(7) 地球温暖化	施設の供用後、太陽光パネルの損傷や日射不良等が生じた場合、発電量が低下し、二酸化炭素排出削減量が予測値と乖離する可能性が考えられるため、事後調査においては、施設の維持管理状況や日射量等の気象データも踏まえた総合的な検証を行うことが望ましい。	事後調査において、施設の維持管理状況や日射量等の気象データ、発電量を把握したうえで、施設の供用に伴う二酸化炭素排出削減量を算定することにより、総合的な検証を行います。
	(8) 微気象変化	太陽光パネルの存在により、改変前に森林が存在していた時と比較して気温が変化し、周辺の自然環境及び生活環境に対して悪影響を及ぼす可能性が考えられることから、事後調査において影響の有無を確認し、必要に応じて適切な措置を講ずる必要がある。	事後調査において、施設用地及びその周辺における気温等を連続的に観測し、太陽光パネルの存在による気温変化の影響が認められた場合には、必要に応じて適切な環境保全措置の実施を検討します。

9. 評価書案についての市長意見等を受け総合的に検討し、評価書案から変更した内容

環境影響評価書案手続き以降に、事業計画の変更を行った。事業計画の変更内容及び変更理由は、以下のとおりである。

なお、事業計画の変更については、神戸市環境影響評価等に関する条例第31条の2第1項の規定に基づき、令和元年8月21日に事業者から市長に変更届を提出した。

9.1 事業計画の変更

9.1.1 事業実施区域の変更

【変更内容】

事業実施区域の範囲を変更し、面積を111.3haから108.2haに変更した。

変更前後の事業実施区域の範囲を図9.1-1～図9.1-2に示す。

【変更理由】

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(平成30年12月条例第14号)の第6条(5)で、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」(平成3年4月条例第2号)第4条第2項の「緑地の保存区域」が事業の禁止区域に定められたことから、「緑地の保存区域」と重複した範囲を事業実施区域から削減し、条例に適合した事業とする必要が生じたため、事業実施区域を変更した。

9.1.2 土地利用計画の変更

【変更内容】

事業実施区域の変更に伴い、残置森林が3.1ha削減され、森林・緑地の面積は69.7haから66.6haに変化した。

変更前後の土地利用計画の比較を表9.1-1、変更前後の土地利用計画図を図9.1-1～図9.1-2に示す。

表 9.1-1 変更前後の土地利用計画の比較

利用区分	変更前		変更後	
	面積(ha)	比率 (%)	面積(ha)	比率 (%)
施設用地	39.7	35.7	39.7	36.7
森林・緑地	69.7	62.6	66.6	61.6
造成森林・緑地	5.8	5.2	5.8	5.4
残置森林	63.9	57.4	60.8	56.2
道路	0.2	0.2	0.2	0.2
調整池	1.2	1.0	1.2	1.1
水域	0.4	0.4	0.4	0.3
付替河川	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	111.3	100.0	108.2	100.0

【変更理由】

事業実施区域の変更に伴い、残置森林の一部が削減されたことから、土地利用計画の見直しを行った。

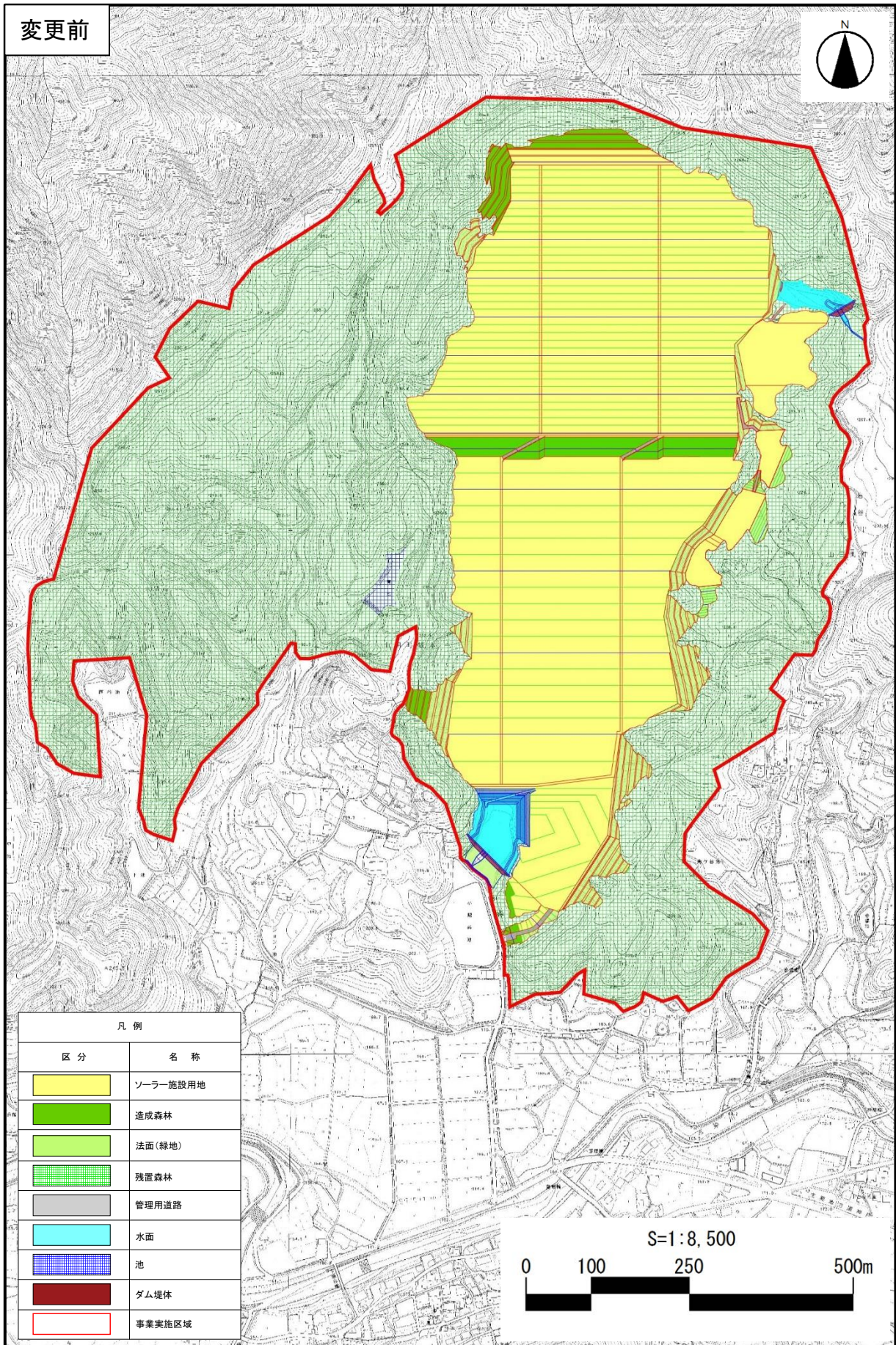


図 9.1-1 変更前の土地利用計画図

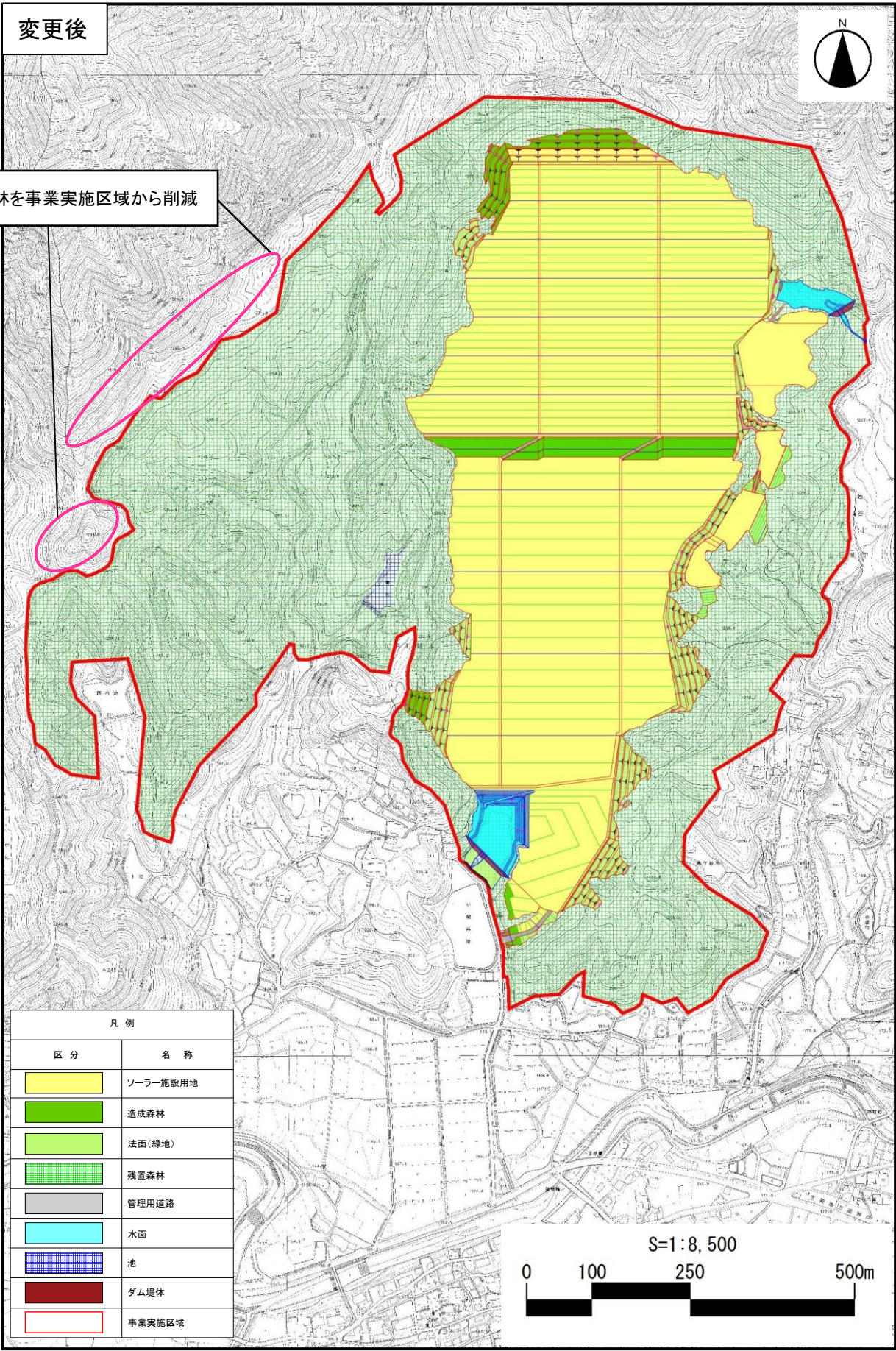


図 9.1-2 変更後の土地利用計画図

10. 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定

10.1 行為等の区分の抽出

本事業の実施に伴う環境に影響を及ぼす行為等を、「工事」、「存在」、「供用」の区分ごとに抽出した。行為等の抽出結果を表 10.1-1 に示す。

表 10.1-1 行為等の抽出結果

区分	行為等
工事	<ul style="list-style-type: none">• 土地の造成（樹木の伐採，切土工，盛土工等）• 施設等の建設（ソーラーパネル，架台，基礎杭，ケーブル等の設置）• 工事関連車両の走行（ソーラーパネル，架台，基礎杭，ケーブル等の搬入）
存在	<ul style="list-style-type: none">• 太陽光発電施設の存在
供用	<ul style="list-style-type: none">• 太陽光発電施設の稼働

10.2 環境要素の区分の選定

10.2.1 環境影響評価項目

神戸市環境影響評価等技術指針に示された環境要素のうち、前項で抽出した行為等により影響を受けると考えられ、環境影響評価の中で調査・予測・評価を行う必要があると考えられる項目（以下、「環境影響評価項目」という。）として、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、地盤、植物、動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、景観、地球温暖化、光害及び微気象変化の13項目を選定した。行為等と環境要素の関連表は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 行為等と環境要素の関連表

環境要素の区分	行為等の区分 細区分	工事		存在・供用	
		造成・建設工事等	工事関連車両の走行	施設の存在	施設の稼働
(1) 大気質	二酸化窒素 (NO ₂)	○	○		
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○		
	粉じん等 (降下ばいじん)	○	○		
(2) 騒音・低周波音	騒音レベル	○	○		○
	低周波音圧レベル				○
(3) 振動	振動レベル	○	○		○
(4) 悪臭					
(5) 水質	浮遊物質量 (SS)	○			
(6) 底質					
(7) 地下水質					
(8) 土壌					
(9) 地形・地質	重要な地形・地質				
(10) 地盤	地盤の安定性	○			
(11) 日照					
(12) 風害					
(13) 植物	植生・植物相、重要な種及び群落	○		○	
(14) 動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○		○	
(15) 生態系	上位性・典型性・特殊性の注目種、種多様性	○		○	
(16) 人と自然との触れ合い活動の場	自然歩道		○		
(17) 景観	主要な眺望点からの眺望景観			○	
(18) 文化環境	重要な文化財等				
(19) 廃棄物等	建設廃材等				
(20) 地球温暖化	温室効果ガス (二酸化炭素)	○	○		○
(21) オゾン層破壊	特定フロン等				
(22) 光害	ソーラーパネルによる反射光			○	
	ソーラーパネル周辺の気温変化			○	
(23) 微気象変化	事業実施区域周辺の風況変化			○	

注) 表中の「○」は、環境影響評価項目として選定する項目であることを示す。

10.2.2 選定及び非選定の理由

環境影響評価項目として選定する理由は、表 10.2-2 に示すとおりである。また、環境影響評価項目として選定しない理由は、表 10.2-3 に示すとおりである。

表 10.2-2(1) 環境影響評価項目として選定する理由

環境要素		行為等	環境影響評価項目として選定する理由	選定結果
大気質	二酸化窒素 (NO ₂)	工事 (造成・建設工事等)	建設機械の稼働により、事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事 (工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により二酸化窒素の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)	工事 (造成・建設工事等)	建設機械の稼働により、事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事 (工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
	粉じん等 (降下ばいじん)	工事 (造成・建設工事等)	建設機械の稼働により、事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事 (工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により粉じん等の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
騒音・低周波音	騒音レベル	工事 (造成・建設工事等)	建設機械の稼働により、事業実施区域周辺への騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事 (工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により騒音の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		存在・供用 (施設の稼働)	施設の稼働により、事業実施区域周辺への騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
	低周波音圧レベル	存在・供用 (施設の稼働)	施設の稼働により、事業実施区域周辺への低周波音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
振動	振動レベル	工事 (造成・建設工事等)	建設機械の稼働により、事業実施区域周辺への振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事 (工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により振動の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
	存在・供用 (施設の稼働)	施設の稼働により、事業実施区域周辺への振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○	

注) 選定結果欄の記号は、以下のとおり。

- ：影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定する。
- ×：影響は想定されないため、環境影響評価項目として選定しない。

表 10.2-2(2) 環境影響評価項目として選定する理由

環境要素		行為等	環境影響評価項目として選定する理由	選定結果
水質	浮遊物質量(SS)	工事(造成・建設工事等)	造成工事に伴う地形の改変により、事業実施区域周辺の河川において濁り(浮遊物質量(SS))の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
地盤	地盤の安定性	工事(造成・建設工事等)	造成工事に伴う地形の改変により、地盤の安定性への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
植物	植物相、植生、重要な種及び群落	工事(造成・建設工事等)	造成工事に伴う地形の改変により、改変区域及びその周辺の植物の生育環境への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、改変区域周辺の植物の生育環境への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	工事(造成・建設工事等)	造成工事に伴う地形の改変により、改変区域及びその周辺の動物の生息環境への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、改変区域周辺の動物の生息環境への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
生態系	上位性・典型性・特殊性の注目種、種多様性	工事(造成・建設工事等)	造成工事に伴う地形の改変により、地域の生態系への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、地域の生態系への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
人と自然との触れ合い活動の場	自然歩道	工事(工事関連車両の走行)	工事関連車両の走行により、事業実施区域周辺の自然歩道の利用への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
景観	主要な眺望点からの眺望景観	存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、主要な眺望点からの眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
地球温暖化	温室効果ガス(二酸化炭素)	工事(造成・建設工事等)	樹木の伐採により、樹林による二酸化炭素の吸収が減少するとともに、建設機械の稼働により、二酸化炭素の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		工事(工事関連車両の走行)	切土・盛土工事で発生する土はすべて場内で処理する計画であり、土砂等の搬出入車両の走行はないが、資材搬入車両の走行により二酸化炭素の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
		存在・供用(施設の稼働)	施設の稼働により、二酸化炭素の排出削減効果が得られることから、環境影響評価項目として選定する。	○
光害	ソーラーパネルによる反射光	存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、晴天時の日中にソーラーパネルによる周辺への光の反射が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
微気象変化	ソーラーパネル周辺の気温変化	存在・供用(施設の存在)	施設の存在により、夏季に日射によりソーラーパネル周辺の気温・風況の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○
	事業実施区域周辺の風況変化		地形改変により、事業計画地周辺の風況変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。	○

注) 選定結果欄の記号は、以下のとおり。

○：影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定する。

×：影響は想定されないため、環境影響評価項目として選定しない。

表 10.2-3(1) 環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為等	環境影響評価として選定しない理由	選定結果
大気質	二酸化窒素 (NO ₂)	存在・供用 (施設の存在・稼働)	二酸化窒素を排出する施設は設置しないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
	浮遊粒子状物質 (SPM)	存在・供用 (施設の存在・稼働)	浮遊粒子状物質を排出する施設は設置しないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
	粉じん等 (降下ばいじん)	存在・供用 (施設の存在・稼働)	粉じん等を排出する施設は設置しないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
低周波音	低周波音圧レベル	工事 (造成・建設工事等)	低周波を発生させる工事は行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
悪臭		工事及び存在・供用	悪臭を発生させる工事や施設の設置は行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
水質	浮遊物質 (SS)	工事 (工事関連車両の走行) 及び存在・供用	工事関連車両の走行及び施設の存在・供用により、著しい水の濁りを発生させることはないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	×
底質		工事 (造成・建設工事等)	事業実施区域からの排水は、場内の仮設沈砂池等で適正に濁水処理した後、河川に放流するため、降雨による一時的な濁水由来の浮遊物質 (SS) による底質への影響は十分に低減できるものと考えられる。このため、環境影響評価項目として選定しない。	×
		工事 (工事関連車両の走行) 及び存在・供用	工事関連車両の走行及び施設の存在・供用により、著しい汚濁を発生させることはないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	×
地下水質		工事及び存在・供用	工事では地下水を組み上げる行為は行わず、また地下水質に影響を及ぼす施設の設置も行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
土壌		工事及び存在・供用	土壌汚染を発生させる工事や施設の設置は行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
地形・地質	重要な地形・地質	工事及び存在・供用	事業実施区域内には、重要な地形・地質は存在しないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
地盤	地盤の安定性	工事 (工事関連車両の走行) 及び存在・供用	工事関連車両の走行及び施設の存在・供用により、地盤の安定性に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	×
日照		工事及び存在・供用	著しい日照障害を発生させる工事や施設の設置は行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
風害		工事及び存在・供用	著しい風害を発生させる工事や施設の設置は行わないため、環境影響評価項目として選定しない。	×
植物	植物相、植生、重要な種及び群落	工事 (工事関連車両の走行)	工事関連車両の走行が植物の生育環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	×
		存在・供用 (施設の稼働)	施設の稼働が植物の生育環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	×

注) 選定結果欄の記号は、以下のとおり。

○：影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定する。

×：影響は想定されないため、環境影響評価項目として選定しない。

表 10.2-3(2) 環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為等	環境影響評価項目として選定しない理由	選定結果
動物	動物相, 重要な種及び注目すべき生息地	工事（工事関連車両の走行）	工事関連車両の走行が動物の生息環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
		存在・供用（施設の稼働）	施設の稼働が動物の生息環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
生態系	上位性・典型性・特殊性の注目種, 種多様性	工事（工事関連車両の走行）	工事関連車両の走行が地域の生態系に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
		存在・供用（施設の稼働）	施設の稼働が地域の生態系に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
人と自然との 触れ合い活動の場		工事（造成・建設工事）及び 存在・供用	事業実施区域内には, 人と自然との触れ合い活動の場は存在しないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
景観	主要な眺望点からの眺望景観	工事及び 存在・供用（施設の稼働）	工事や施設の稼働が, 主要な眺望点からの眺望景観へ著しい影響を及ぼすことはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
文化環境	重要な文化財等	工事及び 存在・供用	事業実施区域内には, 重要な文化財等は存在しないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
廃棄物等	建設廃材等	工事（造成・建設工事）	工事で発生する伐採木は, 可能な限り資源化して利用することに努めるため, 廃棄物が大量に発生することはないと考えられる。切土・盛土工事で発生する土は, すべて場内で処理する計画であり, コンクリート廃材, アスファルト廃材等の建設廃棄物も資源化可能なものは極力資源化を行うことにより, 排出量の抑制が可能である。このため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
		工事（工事関連車両の走行）及び存在・供用	工事関連車両の走行や施設の存在・供用により, 廃棄物が大量に発生することはないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）	存在・供用（施設の存在）	施設の存在により, 二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することはないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
オゾン層破壊	特定フロン等	工事及び 存在・供用	特定フロン等のオゾン層破壊物質を発生させる工事や施設の設置は行わないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
光害	ソーラーパネルによる反射光	工事及び 存在・供用（施設の稼働）	工事や施設の稼働により, 光害が発生することはないため, 環境影響評価項目として選定しない。	×
微気象変化	ソーラーパネル周辺の気温・風況の変化	工事及び 存在・供用（施設の稼働）	工事や施設の稼働により, 気温・風況の変化が生じることはないと考えられるため, 環境影響評価項目として選定しない。	×

注) 選定結果欄の記号は, 以下のとおり。

- : 影響が想定されるため, 環境影響評価項目として選定する。
- ×: 影響は想定されないため, 環境影響評価項目として選定しない。

11. 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価の手法を検討した。以下、項目ごとに現況調査、予測及び評価の手法を示す。

11.1 大気質

大気質の調査、予測及び評価の手法を表 11.1-1～表 11.1-3 に、調査・予測位置図を図 11.1-1 に示す。

なお、地域を代表する地点を調査地点として、特に影響を受ける恐れがある地点を予測地点としてそれぞれ選定した。

表 11.1-1 現況調査の手法（大気質）

調査項目	調査地点	調査時期・回数	調査方法
〈地上気象〉 風向，風速，温度，湿度	事業実施区域周辺 1 地点	通年	「地上気象観測指針」（2002 年，環境省）に定められた方法
二酸化窒素 (NO ₂)		春季・夏季・秋季・冬季 計 4 回（各回 7 日間連続）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日，環境庁告示第 38 号）に定められた方法
浮遊粒子状物質 (SPM)			「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日，環境庁告示第 25 号）に定められた方法
粉じん等 (降下ばいじん)	事業実施区域周辺 2 地点	春季・夏季・秋季・冬季 計 4 回（各季 1 ケ月間連続 観測）	「衛生試験法・注解」（2015 年，日本薬学会編）に定められた方法

表 11.1-2 予測の手法（大気質）

予測項目	環境影響要因	予測地点	予測時期	予測方法
二酸化窒素 (NO ₂)	造成・建設工事	事業実施区域境界線かつ近傍に住居が存在している地点 2箇所	工事最盛期	大気拡散式(プルームパフ式)による二酸化窒素の予測
	工事関連車両の走行	走行ルート of 敷地境界線上 2箇所	資材搬入車両の台数が最大となる時期	
浮遊粒子状物質 (SPM)	造成・建設工事	事業実施区域境界線かつ近傍に住居が存在している地点 2箇所	工事最盛期	大気拡散式(プルームパフ式)による浮遊粒子状物質の予測
	工事関連車両の走行	走行ルート of 敷地境界線上 2箇所	資材搬入車両の台数が最大となる時期	
粉じん等 (降下ばいじん)	造成・建設工事	事業実施区域境界線かつ近傍に住居が存在している地点 2箇所	工事最盛期	ユニット法による降下ばいじん量の予測
	工事関連車両の走行	走行ルート of 敷地境界線上 2箇所	資材搬入車両の台数が最大となる時期	

表 11.1-3 評価の手法（大気質）

評価項目	環境影響要因	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の方法により評価を行う。 ・ 事業実施に伴い事業実施区域周辺に及ぼす大気汚染物質と粉じん等による影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 ・ 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)と「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められている二酸化窒素と浮遊粒子状物質に対する環境基準値との整合が図られているかを評価する。 ・ 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」に示されている建設工事の実施や工事関連車両の走行に伴い発生する粉じん等に対する参考値との整合が図られているかを評価する。
	工事関連車両の走行	
浮遊粒子状物質 (SPM)	造成・建設工事	
	工事関連車両の走行	
粉じん等 (降下ばいじん)	造成・建設工事	
	工事関連車両の走行	

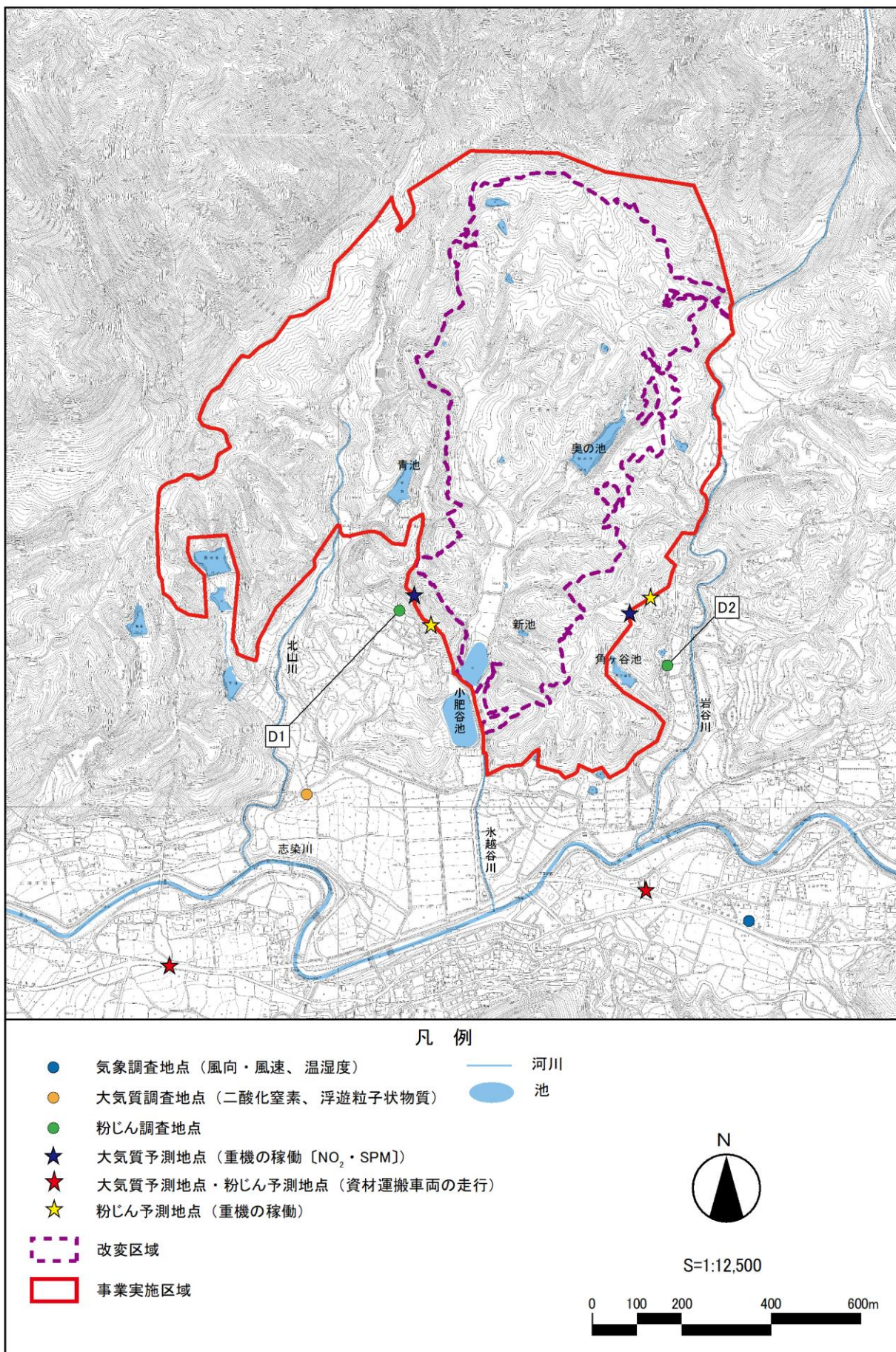


図 11.1-1 大気質調査・予測位置図

11.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音の調査、予測及び評価の手法を表 11.2-1～表 11.2-3 に示す。また、調査・予測位置図を図 11.2-1 に示す。

なお、地域を代表する地点を調査地点として、特に影響を受ける恐れがある地点を予測地点としてそれぞれ選定した。

表 11.2-1 現況調査の手法（騒音）

調査項目	調査地点	調査時期・回数	調査方法
一般環境 （騒音）	事業実施区域周辺 2 地点	秋季～冬季に 1 回 （平日 24 時間連続）	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編）」（平成 27 年 10 月、環境省）に定められた方法
一般環境 （低周波音）			「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 環境庁大気保全局）に定める方法
道路交通騒音	事業実施区域周辺 2 地点 （県道 85 号線沿道 2 地点）	秋季～冬季に 1 回 （平日の工事時間帯）	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）」（平成 27 年 10 月、環境省）に定められた方法
交通量		秋季～冬季に 1 回 （平日の工事時間帯）	調査員による目視確認調査
発電設備の騒音・低周波音	類似施設 2 箇所	秋季～冬季に各 1 回 （施設稼働時間帯）	発電設備の 1m 地点での測定

表 11.2-2 予測の手法（騒音・低周波音）

予測項目	環境影響要因	予測地点	予測時期	予測方法
騒音レベル	造成・建設工事	事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在している地点 2 箇所	工事最盛期	日本音響学会提案式（ASJ CN-Model2007）を用いた予測手法
等価騒音レベル	工事関連車両の走行	走行ルートの数地境界線上 2 箇所		日本音響学会提案式（ASJ RTN-Model2013）を用いた予測手法
騒音レベル	施設の稼働 （パワコンデモイシヨナー等）	事業実施区域境界線上又は近傍に住居が存在している地点 4 箇所	施設稼働が定常状態に達した時点	音の伝搬理論式を用いた予測手法
低周波音圧レベル		事業実施区域近傍の住居 2 箇所		

表 11.2-3 評価の手法（騒音・低周波音）

評価項目	環境影響要因	評価方法
騒音レベル	造成・建設工事	<p>調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に伴い事業実施区域周辺に及ぼす騒音影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号) に定められている特定建設作業の規制に関する基準値との整合が図られているかを評価する。 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号) に定められている幹線交通を担う道路に近接する道路に近接する空間に適用される環境基準値との整合が図られているかを評価する。 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚・建告 1 号) に定められている特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準値との整合が図られているかを評価する。 「低周波問題対応の手引書」に示された参照値等との整合が図られているかを評価する。
等価騒音レベル	工事関連車両の走行	
騒音レベル	施設の稼働 (パワコンデーション等)	
低周波音圧レベル		

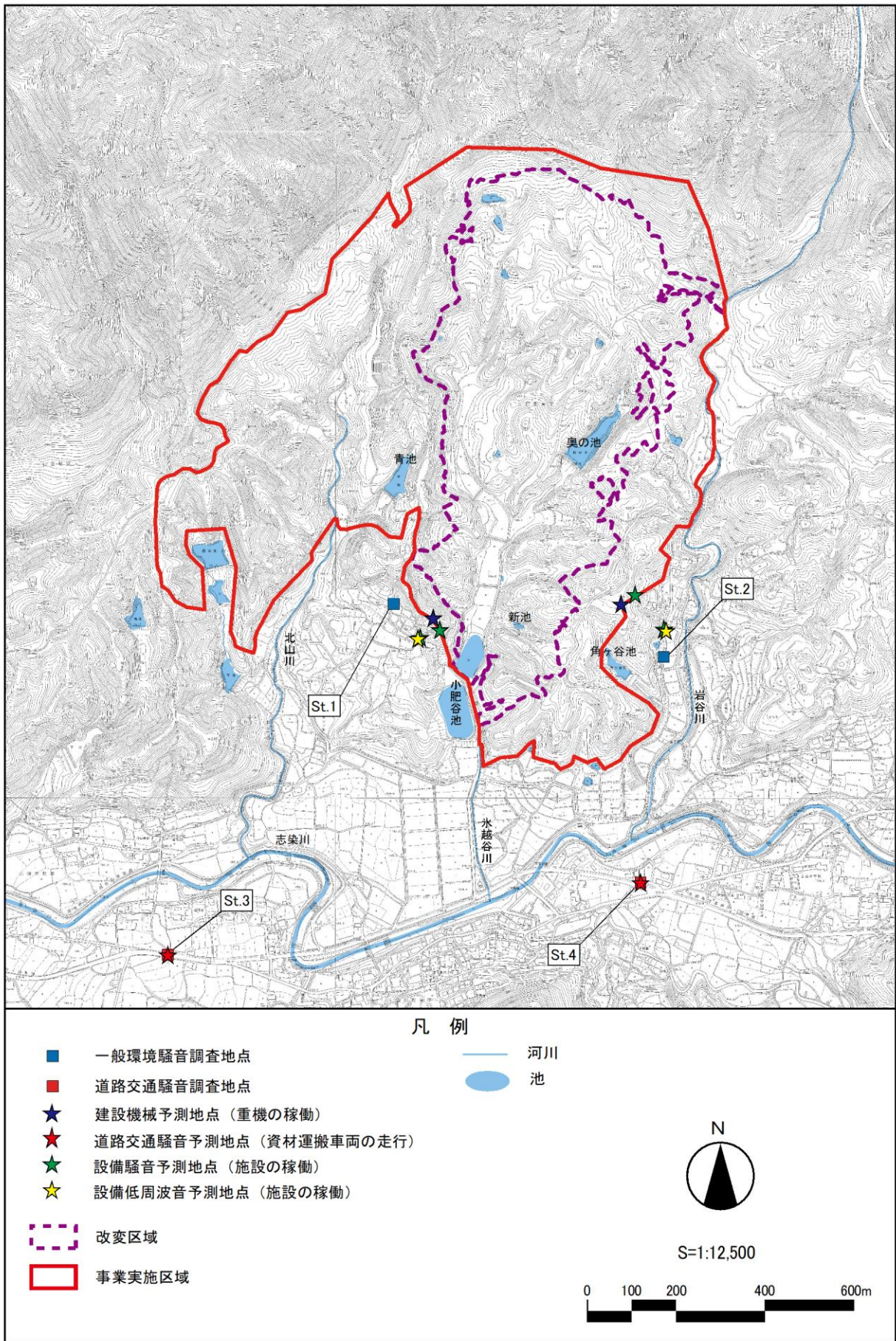


図 11.2-1 騒音調査・予測位置図

11.3 振 動

振動の調査、予測及び評価の手法を表 11.3-1～表 11.3-3 に、調査・予測位置図を図 11.3-1 に示す。

なお、地域を代表する地点を調査地点として、特に影響を受ける恐れがある地点を予測地点としてそれぞれ選定した。

表 11.3-1 現況調査の手法（振動）

調査項目	調査範囲地点	調査時期・回数	調査方法
一般環境振動	事業実施区域周辺 1 地点	秋季～冬季で 1 回 (平日 24 時間連続)	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定められた方法
道路交通振動	事業実施区域周辺 2 地点 (県道 85 号線沿道 2 地点)	秋季～冬季で 1 回 (平日 工事時間帯)	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定められた方法
発電設備の振動	類似施設 2 箇所	秋季～冬季に各 1 回 (施設稼働時間帯)	発電設備の 1m 地点での測定

表 11.3-2 予測の手法（振動）

予測項目	環境影響要因	予測地点	予測時期	予測方法
時間率 振動レベル L ₁₀	造成・建設工事	事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在している地点 2 箇所	工事最盛期	距離減衰式を用いた予測手法
時間率 振動レベル L ₁₀	工事関連車両の走行	走行ルート敷地境界上 2 箇所		建設省土木研究所提案式を用いた予測手法
時間率 振動レベル L ₁₀	施設の稼働 (パワーコンディショナ等)	事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在している地点 2 箇所	施設稼働が定常状態に達した時点	距離減衰式を用いた予測手法

表 11.3-3 評価の手法（振動）

評価項目	環境影響要因	評価方法
時間率 振動レベル L ₁₀	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の方法により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に伴い事業実施区域周辺に及ぼす振動影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定められている特定建設作業の規制に関する基準値との整合が図られているかを評価する。 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定められている道路交通振動の限度に関する基準値との整合が図られているかを評価する。
時間率 振動レベル L ₁₀	工事関連車両の走行	
時間率 振動レベル L ₁₀	施設の稼働	

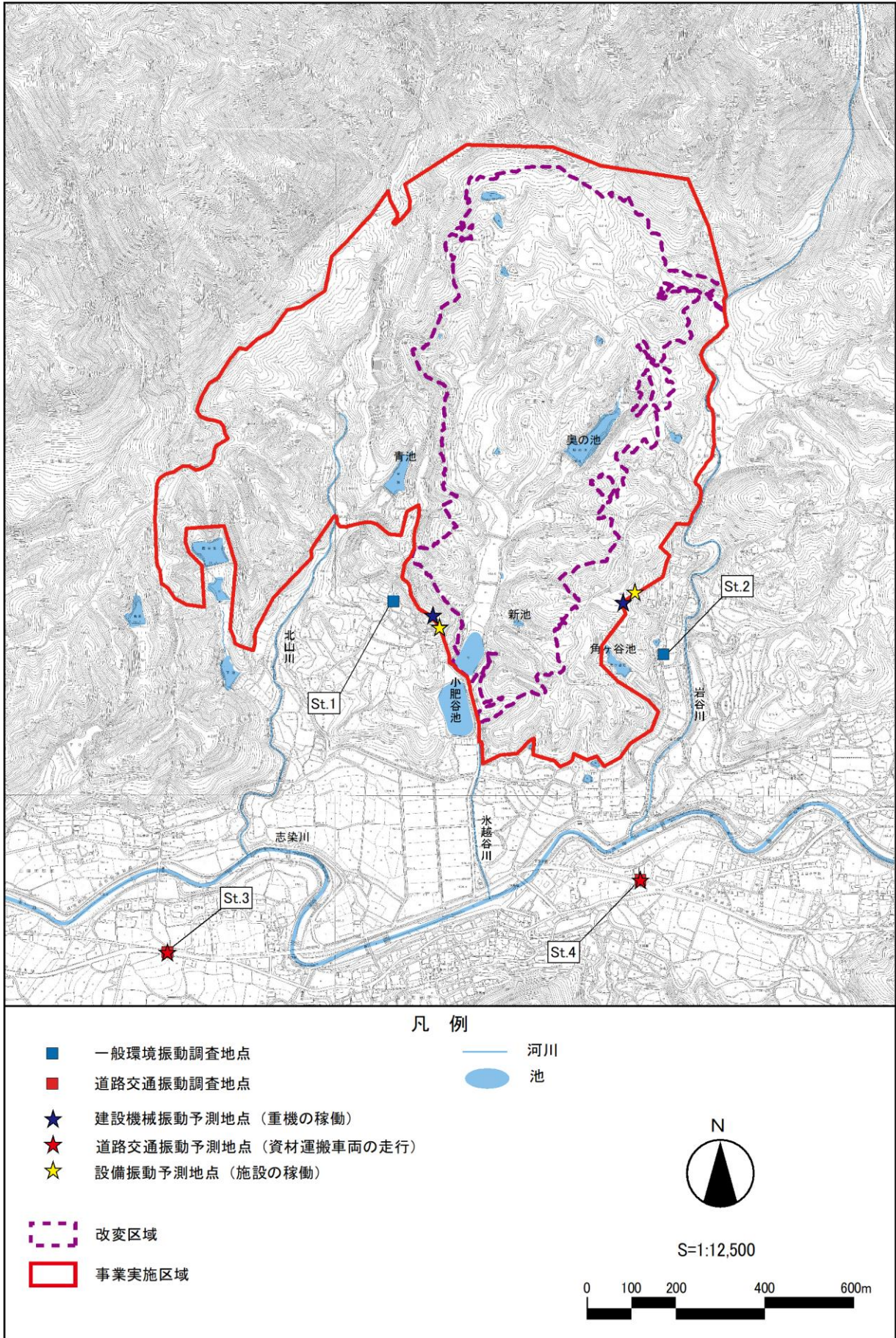


図 11.3-1 振動調査・予測位置図

11.4 水 質

水質の調査、予測及び評価の手法を表 11.4-1～表 11.4-3 に、調査・予測位置図を図 11.4-1 に示す。

表 11.4-1 現況調査の手法（水質）

調査項目	調査範囲・地点	調査時期・回数	調査方法
〈晴天時の河川水質〉 pH, BOD, 浮遊物質量 (SS), DO, 大腸菌群数, Zn, ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその 塩, 流量	事業実施区域周辺 河川 3 地点	平常時 4 期	「水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年)」 等に定める測定方法により調査する。
〈降雨時の河川水質〉 浮遊物質量 (SS), 濁度, 流量		降雨時 1 期 (7 回/期)	
土壌沈降試験	事業実施区域内 3 地点	1 回/年	土壌を採取し, 水で希釈調整後, 経時的に浮遊物質量 (SS) 濃度を測定する。

表 11.4-2 予測の手法（水質）

予測項目	環境影響要因	予測範囲・地点	予測時期	予測方法
浮遊物質量 (SS)	造成・建設工事	防災調整池放流口 2 箇所	土工事の最盛期	雨水排水計画, 工事計画及び土砂の沈降特性等をもとに, 定量的な予測を行う。

表 11.4-3 評価の手法（水質）

評価項目	環境影響要因	評価方法
浮遊物質量 (SS)	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ, 以下の方法により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により河川の水質に及ぼす影響が, 実行可能な範囲内で回避・低減されているかを評価する。 「水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年)」において定められている環境保全目標又は基準等との整合が図られているかを評価する。

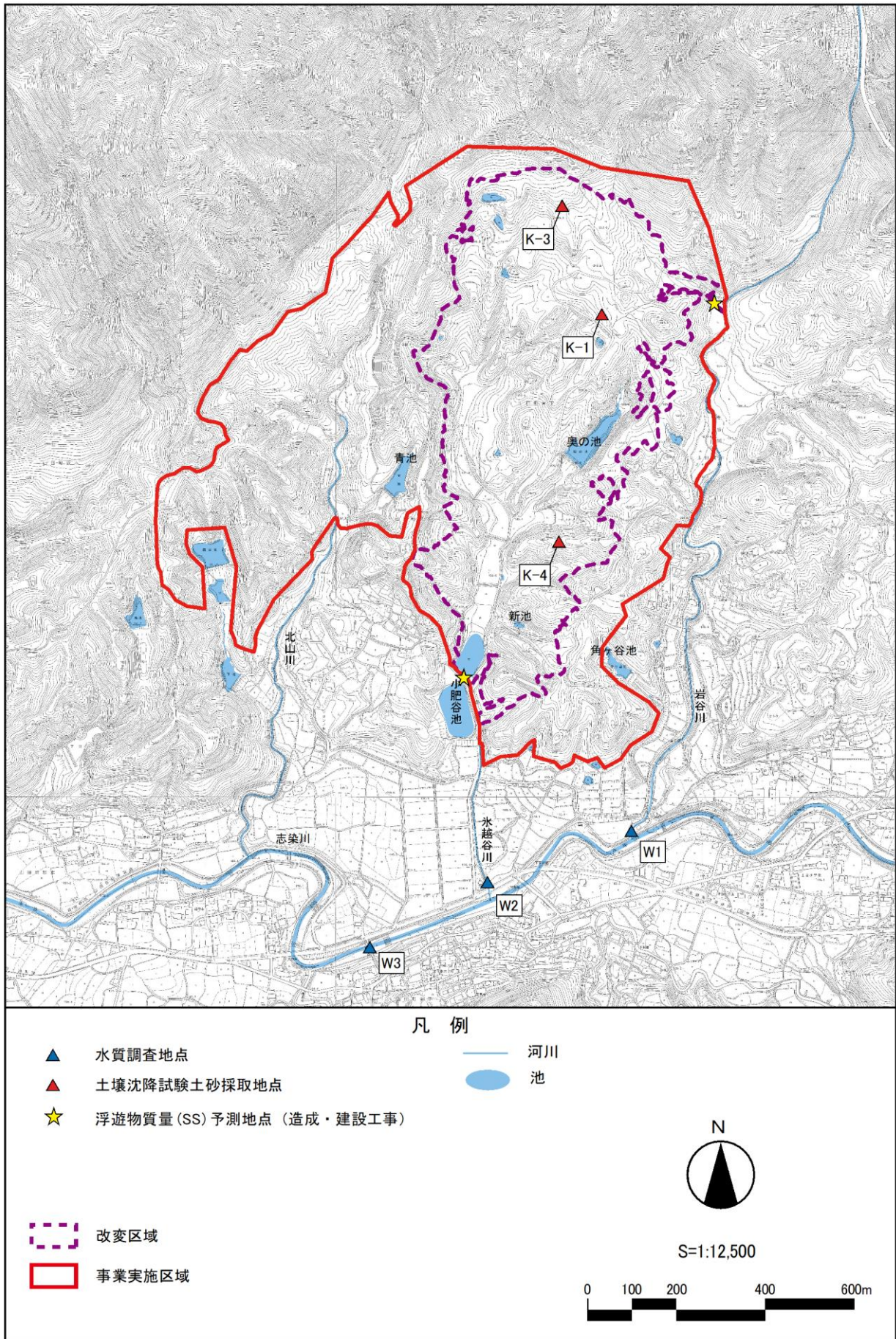


図 11.4-1 水質調査・予測位置図

11.5 地 盤

地盤の予測及び評価の手法を表 11.5-1～表 11.5-2 に示す。

表 11.5-1 予測の手法（地盤）

予測項目	環境影響要因	予測範囲	予測時期	予測方法
地盤の安定性	造成・建設工事	事業実施区域	造成工事完了時	事業計画の諸元に基づき、盛土計画区域の地盤の安定性について、定性的な予測を行う。

表 11.5-2 評価の手法（地盤）

評価項目	環境影響要因	評価方法
地盤の安定性	造成・建設工事	<p>予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の方法により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により地盤に及ぼす影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているを評価する。 「兵庫県の開発許可制度の手引」（平成 27 年 4 月：H29 改訂版）において定められている基準等との整合が図られているかを評価する。

11.6 植 物

植物の現況調査，予測及び評価の手法を表 11.6-1～表 11.6-3 に，調査位置図を図 11.6-1 に示す。植物相の目視観察調査では，基本調査ルート及びその周辺を可能な限りくまなく踏査し，河川，池を含む多様な環境に生育する植物を確認することとする。

表 11.6-1 現況調査の手法（植物）

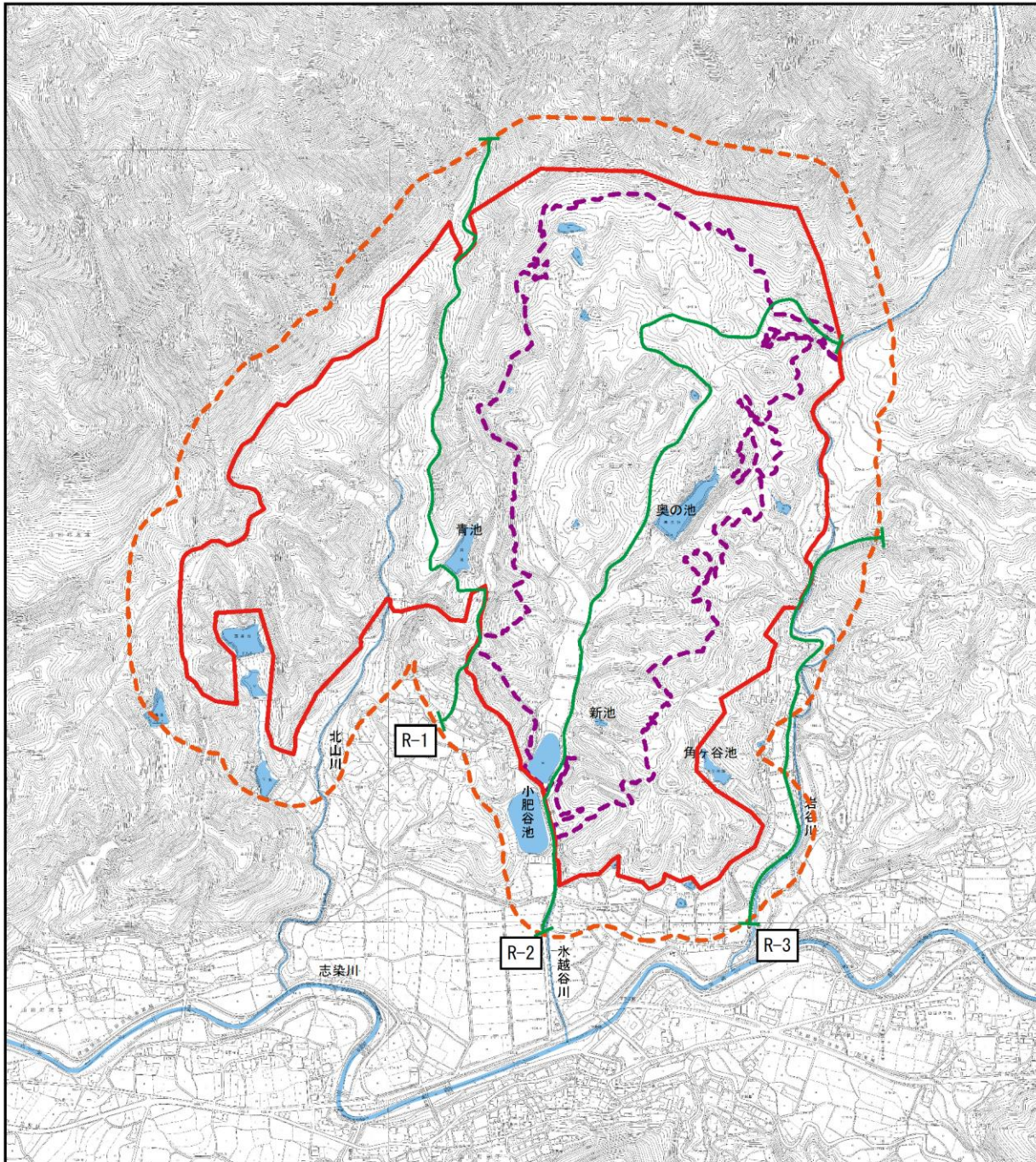
調査項目	調査範囲	調査時期・回数	調査方法
植物相 （維管束植物・藻類）	事業実施区域及び その周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	目視観察及び採取
植生（植物群落）	事業実施区域及び その周辺 100m	春季～秋季に 1 回	植物社会学的方法による調査（コドラート法）， 空中写真判読による現存植生図の作成

表 11.6-2 予測の手法（植物）

予測項目	環境影響要因	予測範囲	予測時期	予測方法
重要な植物種 及び植物群落	造成・建設工事	事業実施区域及び その周辺 100m	工事の影響が最 大となる時期	重要な植物種及び植物群落の分布状況と 事業計画を重ね合わせ，地形改変等による 直接的影響の程度を定量的に予測する。 また，生育環境の変化等による間接的 影響については，類似事例や科学的知見 をもとに定性的に予測する。
	施設の使用		施設の使用により影 響が最大となる時期	

表 11.6-3 評価の手法（植物）

評価項目	環境影響要因	評価方法
重要な植物種 及び植物群落	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ，以下の方法により 評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により重要な植物種及び植物群落に及ぼす影響が，実行可能な範 囲内で回避・低減されているかを評価する。 「神戸市環境マスタープラン」（神戸市，平成 28 年 3 月），「生物多様性 神 戸プラン」（神戸市，平成 28 年 3 月）において示されている基本方針等と の整合が図られ，環境保全への配慮が適正になされているかを評価する。
	施設の使用	



凡 例

— 植物相基本調査ルート

— 河川
● 池

※基本調査ルート周辺も可能な限りくまなく踏査し、
河川、池を含む多様な環境に生育する植物を確認する。

--- 改変区域

— 事業実施区域

--- 調査対象区域（事業実施区域及びその周辺 100m）



S=1:12,500



図 11.6-1 植物調査位置図

11.7 動物

動物の現況調査，予測及び評価の手法を表 11.7-1～表 11.7-3 に，調査位置図を図 11.7-1～図 11.7-2 に示す。任意観察・捕獲等の調査では，基本調査ルート及びその周辺を可能な限りくまなく踏査し，生息分布状況を確認するとともに，繁殖に関する情報も併せて記録することとする。

表 11.7-1 現況調査の手法（動物）

調査項目	調査範囲	調査時期・回数	調査方法	調査ルート・地点
哺乳類	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	フィールドサイン法・目撃法	調査範囲全域
			捕獲法 (シャーマントラップ)	3 地点
			無人撮影法	3 地点
鳥類（一般鳥類）	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季・冬季 計 4 回	ラインセンス法	3 ルート
			定点観察法	3 地点
			任意観察法	調査範囲全域
鳥類（猛禽類）	事業実施区域及びその周辺	平成 29・30 年の 2～8 月に各月 1 回 計 14 回	定点観察法 (事業実施区域及びその周辺に設定した調査地点のうちから，希少猛禽類の出現状況等に応じて最適な 3 地点を選定する。)	3 地点
		平成 29・30 年の 3，6 月に各月 1 回 計 4 回	林内踏査	調査範囲全域
爬虫類	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	任意観察・捕獲	調査範囲全域
両生類	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	任意観察・捕獲	調査範囲全域
昆虫類	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	任意採集法	調査範囲全域
			ライトトラップ法	2 地点
			ベイトトラップ法	3 地点
陸産貝類	事業実施区域及びその周辺 100m	春季・夏季・秋季 計 3 回	任意採集法	調査範囲全域
魚類	事業実施区域及びその周辺	春季・夏季・秋季 計 3 回	目視観察・捕獲 (タモ網，カゴ網等)	河川 3 地点，変更区域及びその周辺の池
底生動物	事業実施区域及びその周辺	春季・夏季・秋季 計 3 回	任意採集法	河川 3 地点，変更区域及びその周辺の池

表 11.7-2 予測の手法（動物）

予測項目	環境影響要因	予測範囲	予測時期	予測方法
重要な動物種 及び注目すべ き生息地	造成・建設工事	事業実施区域及び その周辺 100m	工事の影響が最 大となる時期	重要な動物種及び注目すべき生息地の 分布状況と事業計画を重ね合わせ、地 形改変等による直接的影響の程度を定 量的に予測する。また、生息環境の変 化等による間接的影響については、類 似事例や科学的知見をもとに定性的に 予測する。
	施設の使用		施設の使用による影 響が最大とな る時期	

表 11.7-3 評価の手法（動物）

評価項目	環境影響要因	評価方法
重要な動物種 及び注目すべ き生息地	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、以下の方法によ り評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により重要な動物種及び注目すべき生息地に及ぼす影響が、実 行可能な範囲内で回避・低減されているかを評価する。 「神戸市環境マスタープラン」（神戸市、平成 28 年 3 月）、「生物多様性 神 戸プラン」（神戸市、平成 28 年 3 月）において示されている基本方針等と の整合が図られ、環境保全への配慮が適正になされているかを評価する。
	施設の使用	

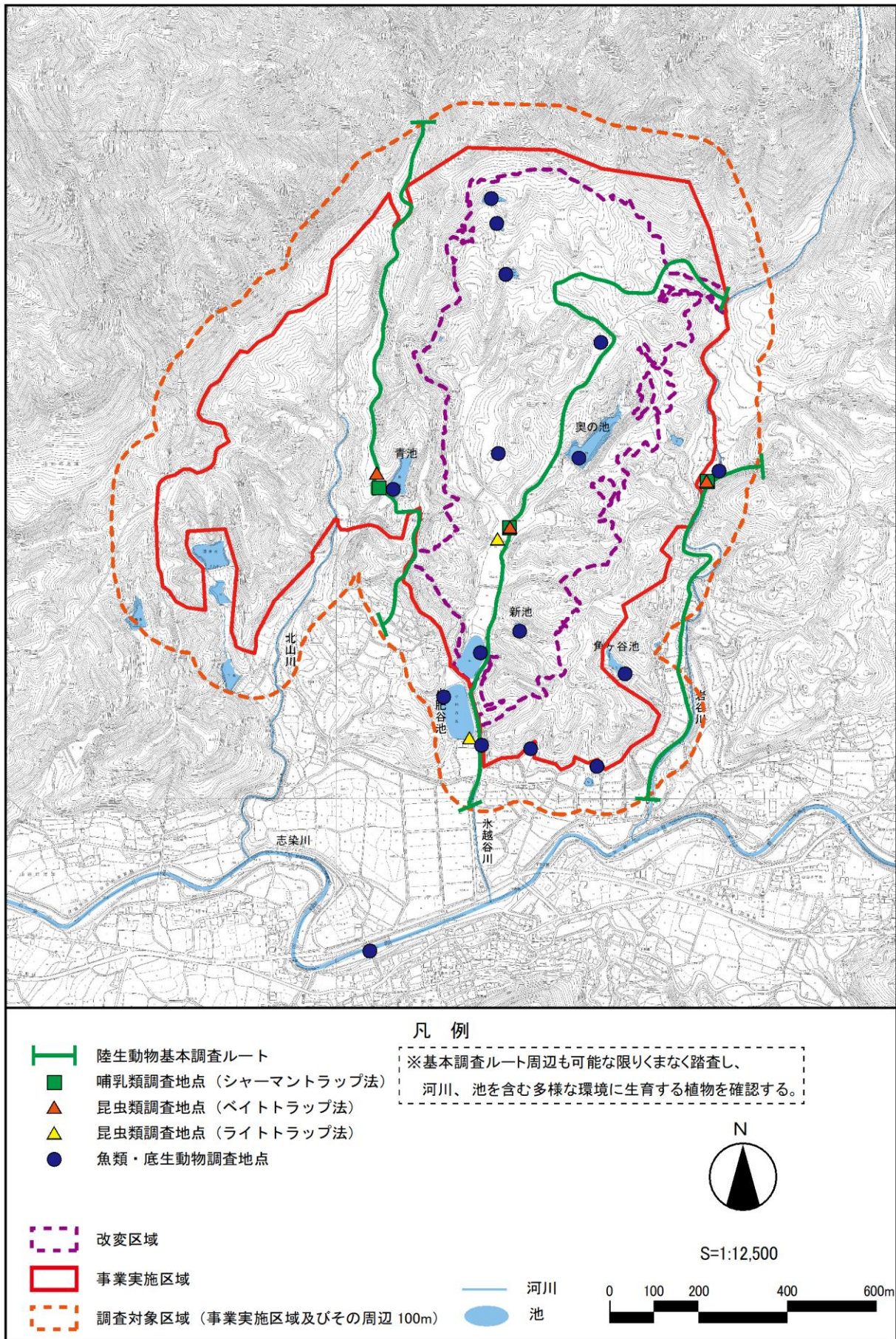
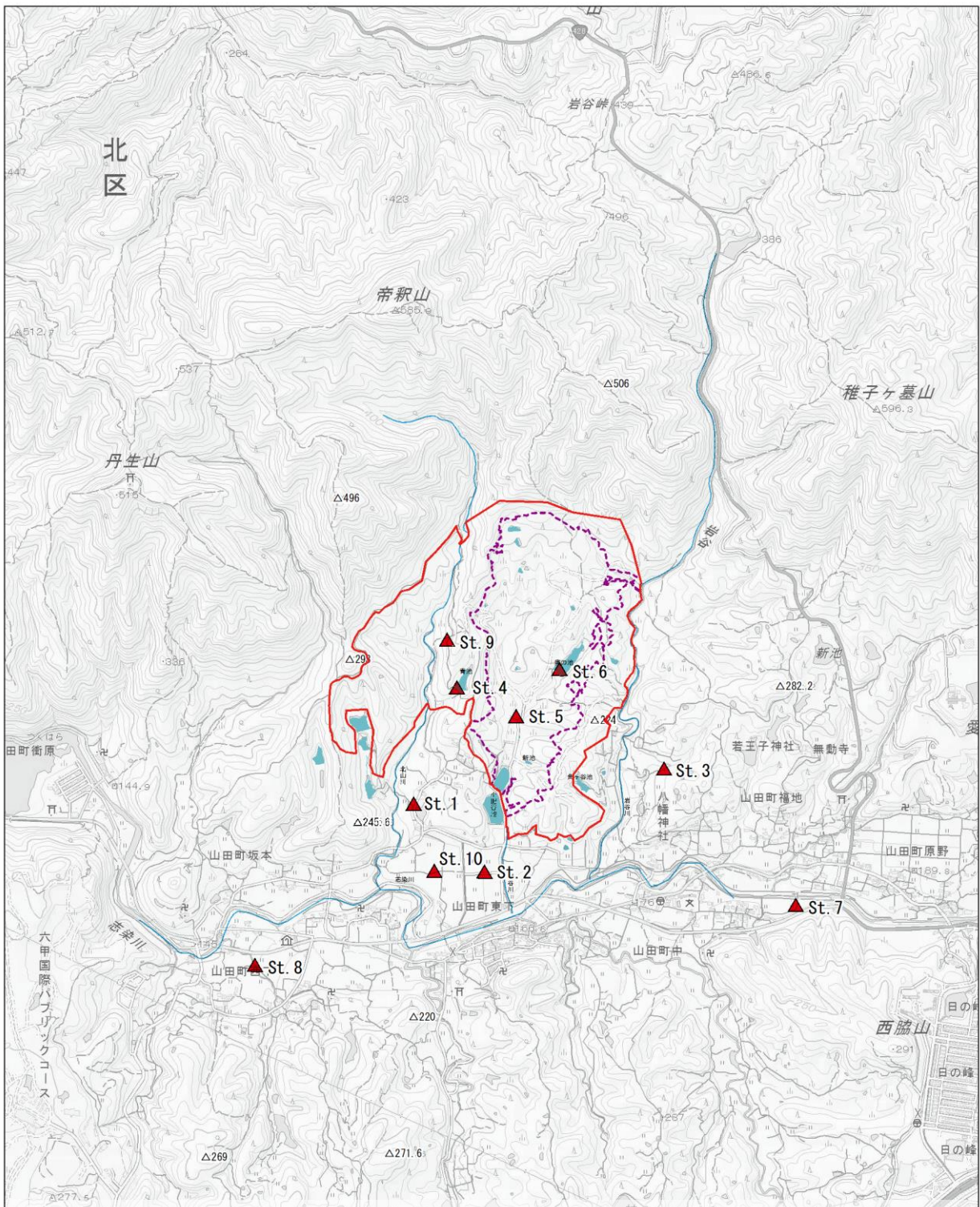


図 11.7-1 動物調査位置図 (猛禽類以外)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

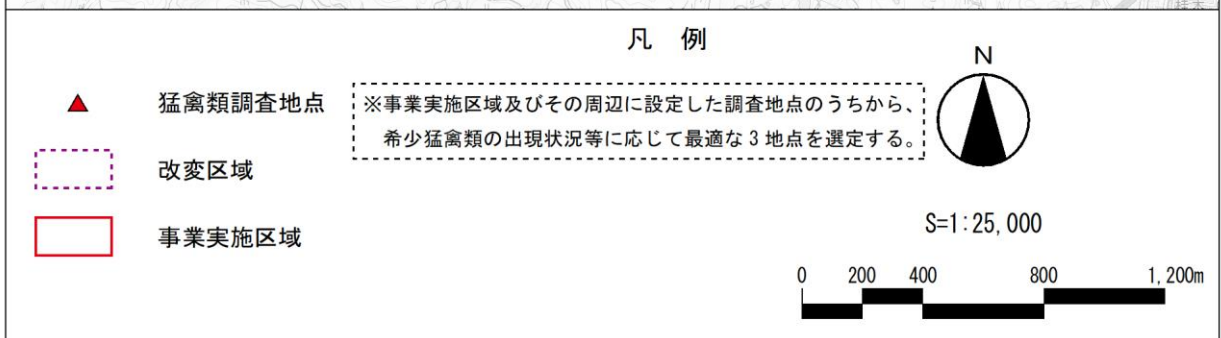


図 11.7-2 動物調査位置図 (猛禽類)

11.8 生態系

生態系の現況調査，予測及び評価の手法を表 11.8-1～表 11.8-3 に示す。

表 11.8-1 現況調査の手法（生態系）

調査項目	調査範囲	調査時期	調査方法
生態系の上位性・典型性・特殊性の注目種，種多様性	事業実施区域及びその周辺	各種の特性が最も良く把握できる時期	植物・動物の現況調査結果をもとに，地域の生態系を特徴づける上位性・典型性・特殊性の注目種を抽出し，これらの種の生態特性や生育・生息環境等について整理する。

表 11.8-2 予測の手法（生態系）

予測項目	環境影響要因	予測範囲	予測時期	予測方法
生態系の上位性・典型性・特殊性の注目種，種多様性	造成・建設工事	事業実施区域及びその周辺	工事による影響が最大となる時期	地域の生態系を特徴づける上位性・典型性・特殊性の注目種の生育・生息環境と事業計画を重ね合わせることで等により，事業の実施が生態系に及ぼす直接的影響及び間接的影響について可能な限り定量的に予測する。
	施設の使用		施設の使用により影響が最大となる時期	

表 11.8-3 評価の手法（生態系）

評価項目	環境影響要因	評価方法
生態系の上位性・典型性・特殊性の注目種，種多様性	造成・建設工事	調査及び予測結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ，以下の方法により評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により地域の生態系に及ぼす影響が，実行可能な範囲内で回避・低減されているかを評価する。 「神戸市環境マスタープラン」（神戸市，平成 28 年 3 月），「生物多様性 神戸プラン」（神戸市，平成 28 年 3 月）において示されている基本方針等との整合が図られ，環境保全への配慮が適正になされているを評価する。
	施設の使用	